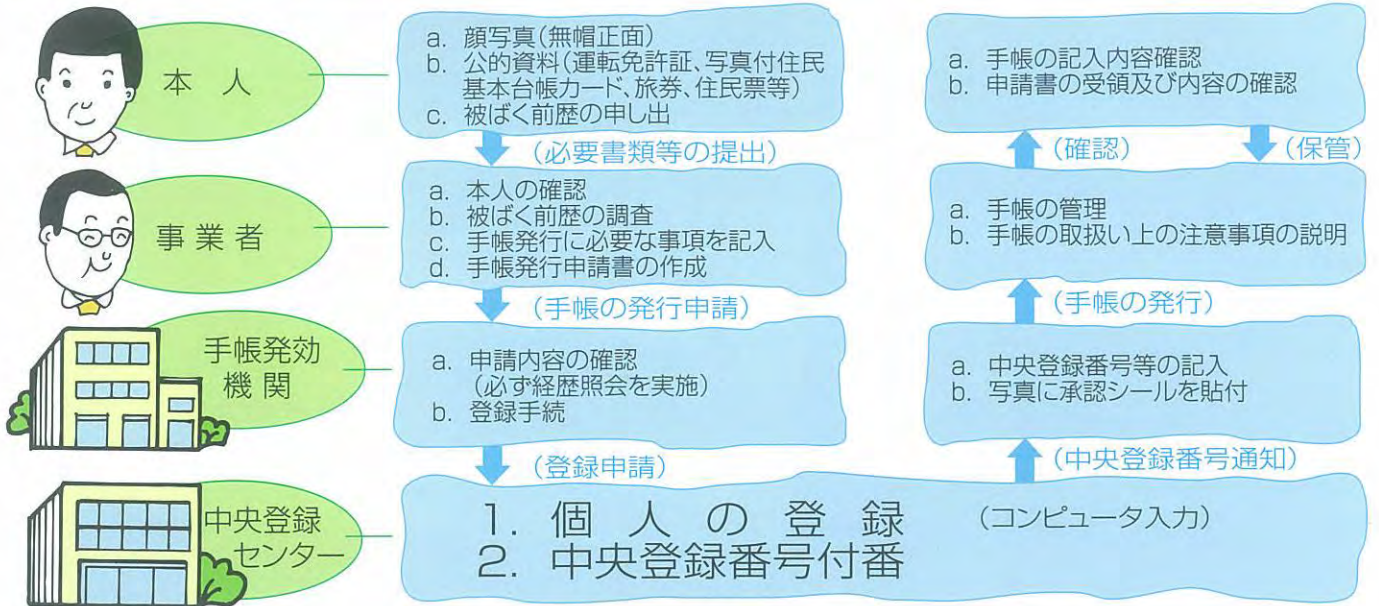
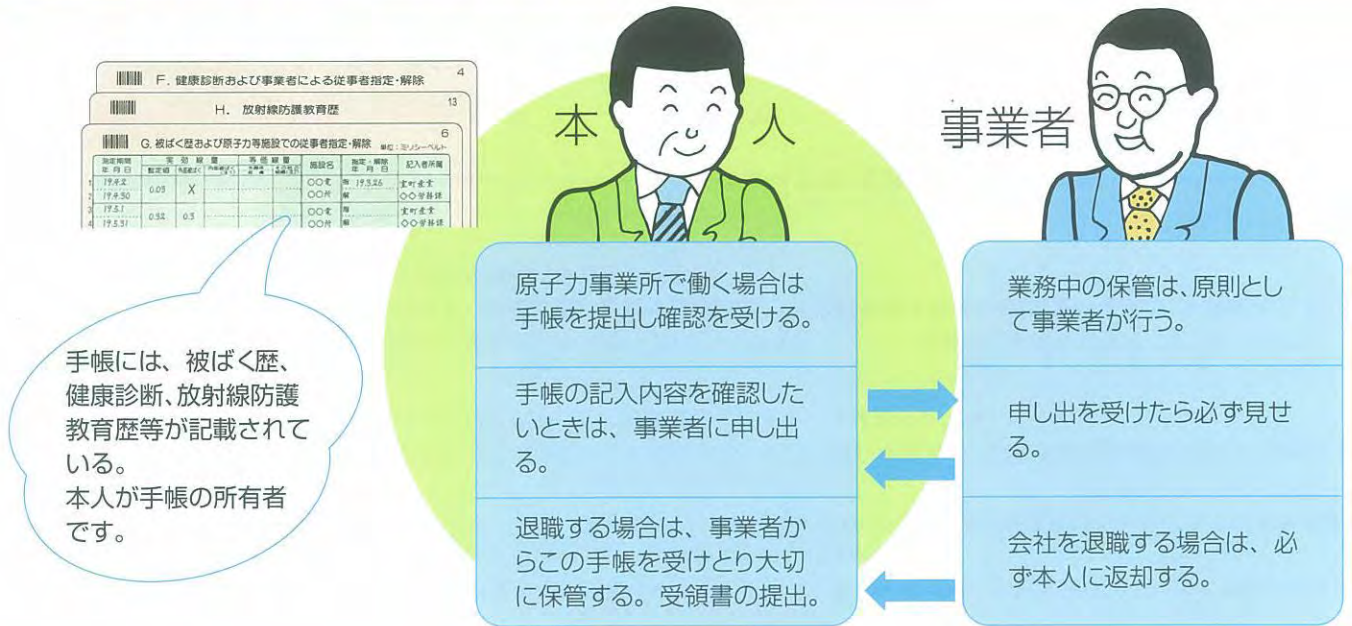


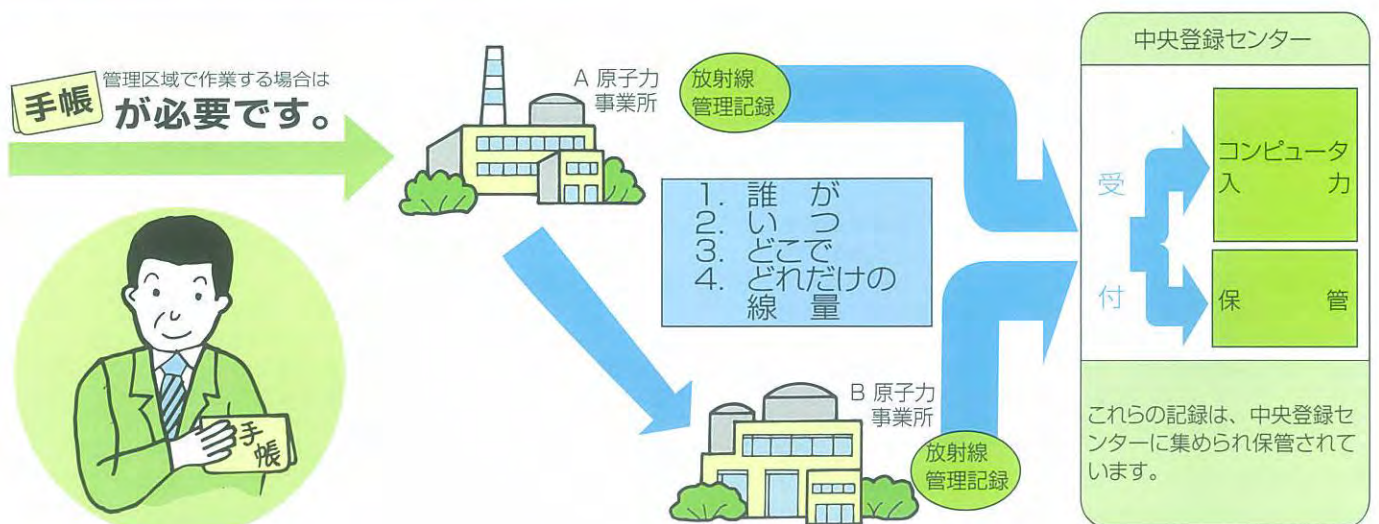
1. 放射線管理手帳ができるまで



2. 放射線管理手帳の取扱い



3. 線量の登録と記録の保管



4. 手帳取扱い上の注意事項

1. この手帳は、あなたが放射線業務に従事する際の放射線管理に必要な事項を記録したものです。紛失したり汚したりしないように大切に取扱って下さい。
2. 放射線業務に従事する場合は、事業者等の指示に従って、この手帳を持参して下さい。また、手帳を受取る場合は、記入内容を確認して下さい。
3. この手帳の記入は、事業者が行いますから、個人では記入しないで下さい。また、手帳の記入内容を確認したいときは、事業者に申し出て下さい。
4. この手帳を紛失、損傷した場合及び紛失した手帳を発見した場合は、ただちに事業者に申し出て下さい。
5. 氏名の変更又は訂正がある場合は、ただちに事業者に申し出て下さい。
6. この手帳の所有者はあなたです。会社を退職する時は、事業者から、この手帳を受取り、保管して下さい。
7. あなたの個人情報は、放射線従事者中央登録センターに登録されます。あなたの個人データの開示を求める場合は、最寄りの放射線管理手帳発効機関に申し出て下さい。
8. 事業者、原子力事業者または放射線管理手帳発効機関は、放射線管理上の必要から、あなたの経歴について放射線従事者中央登録センターに照会することがあります。

5. 個人情報の取扱いについて

原子力施設で放射線業務に従事した一人ひとりの被ばく線量を正確に全国規模で一元的に把握、管理するために設けられた制度を「被ばく線量登録管理制度」といいます。この制度に参加している原子力事業者及び手帳発効機関(以下「登録制度参加事業者」という。)は、登録された個人データを経歴照会等のため共同で利用します。これによりあなたが全国のどの原子力施設で従事しても確実な被ばく線量の管理が可能です。

個人情報の利用目的

- ① 登録制度参加事業者の原子力施設で放射線業務に従事する人の氏名、生年月日等の個人識別項目のほか、被ばく線量記録等の個人情報を中央登録センターに登録し、一元的な個人被ばく線量の管理を行います。また、必要な記録を把握するため、放射線管理手帳を発行します。
- ② 登録制度参加事業者の原子力施設で、放射線業務に従事する人の個人の被ばく線量等の前歴を把握するため、事業者又は登録制度参加事業者がその人の経歴を中央登録センターに照会するのに利用します。
- ③ 中央登録センターに登録された個人データは、国が実施している「原子力発電施設等放射線業務従事者等に係る疫学的調査」のために、提供します。
- ④ 放射線業務に従事する人の統計資料を作成するのに利用します。統計処理した結果は、(財)放射線影響協会のホームページ等で公表します。ただし、個人を特定するデータを第三者に公表することはありません。

個人情報の開示・訂正等の手続き

〔開示〕 本人の個人データの開示を求める場合は、「個人情報開示請求書」により、最寄りの手帳発効機関に申し出て下さい。

〔訂正等〕 登録されている本人の個人データを訂正、変更する場合は、「放射線管理手帳発行等(訂正等を含む)申請書」により、事業者を通じて最寄りの手帳発効機関に申し出て下さい。



お問い合わせ先

放射線管理手帳発効機関

財団法人 放射線影響協会
放射線従事者中央登録センター
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号
(丸石第2ビル) TEL03(5295)1788
<http://www.rea.or.jp>

2011.4.1

氏名 神田太郎



放射線管理手帳

放射線
管理手帳

の

しおり

(本人用)